

あけぼの

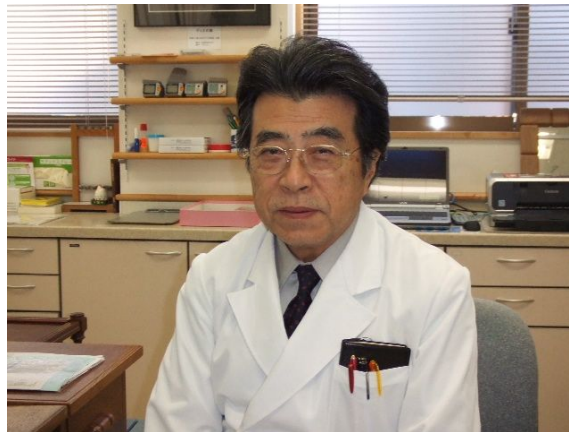


発行 前橋・在宅ケアネットワークの会 〒371-0017 前橋市日吉町3-30-6 あけぼのハイム502号
TEL027-235-6283 FAX027-235-6284

◆年頭のごあいさつ

二〇〇七年 明けましておめでとうございます。

理事長 齋藤 浩



明けましておめでとうございます。
会員の皆さまには静かなお正月をお過ごしのことと存じます。
さて私たちが前橋・在宅ケアネットワークの会に集り、他職種が困ったことを出し合う例会を開始してから十一年が経過しました。この間、少子高齢社会も本格的なものとなり、わが国では人口が次第に減少する時代を

迎えています。

国は財政赤字を理由に社会保障費を激しく削減しています。医療保険も介護保険も給付範囲が年々狭められ、患者・利用者にとっては自己負担が重くのしかかり、医療・介護ともに受診、サービス利用を手控える傾向も出ています。

そのために適切な時期での治療や介護支援の機会を逸してしまい、重症化してしまう例なども目立つようになりました。由々しき事態だと思えます。

* *

こうした現状に対し、本会でもいろいろなレベルで情報交換し、行政に働きかけてゆく必要があると思います。本会では昨年七月から事務局に山口さんが事務局長として着任し、小林さんと事務局二名体制となりました。八月からは第四回二級ホームヘルパー

養成講座が取り組まれ、九名の二級ヘルパーが養成されました。新しい仲間が増えています。会員の協力により一歩ずつですが着実な歩みがみられます。

二〇〇七年は団塊の世代が定年を迎え、一斉に社会の第一線から熟練の経験者が退くため、さまざまな問題がおこる年…といわれています。しかし、本会の立場からこのことをみると、これまで企業に専念していた人材が地域社会に戻ってくることであり、その力を借りることができれば、たいへん結構なことだと思います。

* *

この世代のリタイア後の関心事を調べた調査では、①自分の健康、②家族・友人、③地域社会への参加、などでした。本会もこうした人々を積極的に迎え入れ、活躍して貰える場を準備しなければなりません。さる十二月九日、本会の「特別講演会」が行われました。医師、保健師、行政書士の三職種がそれぞれの立場から当面する本会の課題と各分野の課題を語るという内容でしたが、たいへん充実した研修会だったと参加者から好

評をいただきました。在宅ケアに関わるいろいろな職種がフレンドシップに基づいて率直に協力しあうという本会の基本の姿に立ち戻った企画だったからだと思います。

* * *

医療・福祉は現在、ことのほか厳しい時代に直面しています。しかしここで怯んではいけません。

新しい仲間のパワーを受け入れ、会員どうし垣根をこえて協力しあい、フレンドシップで今年も前進して参りたいと思います。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

より良い介護をめざして
講演会を行いました

十二月九日、前橋市総合福祉会館において特別講演会を実施しました。この講演会は当会主催二級ヘルパー研修の特色として実施することを予定していたのですが、ヘルパー研修受講生以外にも参加していただき、お年寄

りが安心して暮らせるための知識を深めていただくことを目的に実施したものです。

講演内容は次のとおりです。
1.「かかりつけ医を目指して」

齋藤 浩氏

当会理事長の齋藤先生から

①病気の成り立ち

②健康であるための三原則

・栄養・運動・心

③かかりつけ医とは

について、

「健康を育てる食事理論の実際」、

「正しい・きれいなウォーキングフォーム」

ーム」

の資料を用いてお話がなされました。



講演後には・果物摂取の効用について

・血圧について・ご近所のお年寄り介護の方法 などの質疑応答が活発になされました。

2.「ネットワークで高齢者を支える
く介護予防と私たちがかわりく」

奥野 みどり氏

①当会の十年を振り返って

②子育て・母子保健の仕事を通して
の新たな視点

③これからのネットワークの会へ望
むもの

むもの

との内容で保健師の奥野みどりさんからお話をいただきました。



・介護保険を使うほどではない高齢者が、つい外出を控えてしまうようになってしまうことを何とか解消してあげ

たい。

・子供をどう愛したらよいのか、接し方のわからない母親が増えている。

・コミュニケーションを通じた学びや交流」の必要性、「こういった講演会の後、

参加者でディスカッションして知識を自分の身につけると良い」ことを六本木ヒルズの社長さんたちの例をとりお話されました。

3.「役に立つ法律の知識

遺言・相続・成年後見」

木村 信行氏

行政書士の木村さんから、遺言・相続・成年後見について実例を交えながらお話されました。



終了後も、「相続は死亡と同時に始まる」というが、実際は死亡診断書が提

出された時点でよいのか、また、胎児は何週目で相続人として認められるのか、妊娠は事実だけでよいのか、といった質疑応答がなされました。

この木村講師の講演内容は「ささえあい」に数回に分けて連載しますので、今回の講演会に参加できなかった方にも参考にしていただけたと思います。

二級ヘルパー研修の終了報告

八月二十二日から実施しておりました二級ヘルパー研修は全ての日程を終了し、一月十一日、研修生全員に齋藤理事長から修了証明書が交付されました。



研修生による一番印象に残っている研修は介護技術と現場実習と

のことです。介護技術では「えいめい」の石井講師、山崎講師のご指導のもと慣れない手つきで汗水流して取り組み、なかなかコツを覚えられず、一つのことを覚えると別のことを忘れていくという状況を何とか克服して、これから各種実習に臨む心構えができたということです。

実習では、デイサービス研修、特別養護老人ホーム研修、ヘルパーさんとの同行研修を行い、実際に利用者さんと接してみて「ヘルパーさんの苦労が良くわかった」「想像以上に大変な仕事である」と認識したようです。

(事務局より)
ご指導いただいた講師の方々、実習を受け入れてくださった施設の方々、大変お世話になり、ありがとうございます。

乗明院（魚遊寺）

前橋市公田町五四四ノ一

前橋百寺巡礼 其の五

公田院・乗明院・魚遊寺(天台宗)

藤澤 慧

本尊・阿弥陀如来。
高駒線の登利平のところを北に進むと、間もなくお寺が見えて来て、立派な楼門(ろうもん)が迎えてくれる。



八四八年、慈覚大使(円仁)の創建と伝えられるからかなり古い。今は天台宗であるが、世良田の長楽寺の末寺だった時もあるので、禅宗臨濟宗派の伽藍配置(南北に堂宇と門が配置)がされており、今も周りに濠(ほり)を巡らしている。延暦寺の末寺であり、数ヶ寺を孫末寺としている大寺であつた。

た。

昭和大橋東の道下にあつた廃寺覚動寺から不動堂(本尊伝教大師、最澄一刀三礼の作といわれる秘仏不動尊)と市の重文の多宝塔が、新旧で調和のとれた境内に移築されている。同じく市の重文の阿弥陀三尊画像板碑は、三尊来迎の図を線刻したものと云われるが、保護室の外からは明瞭に尊像は見えなかった。

魚遊寺という珍しい寺号には、面白い伝説があると門前に書かれている。一二五〇年に郡司(国司の下にあつて郡を治めた地方行政官)が堂宇の傍らに池を造つて魚を飼ひ、遊魚(釣りを楽しむ)をしようとしたところが、池の水が火気を発し熱湯になった。驚いて初代住職了賀阿闍利(天台・真言の僧位)を招いて、その殺生の罪を詫びてお経を上げてもらったところ、たちまち湯がさめて冷水となり、魚が集まつて来た。それを郡司が見て大喜びをし寺を再建、魚遊寺としたという。

この様に伝統のある古寺は、この地域の伝説と長い歴史を持つているので、皆さんも宗派にこだわらず、一度は

訪れて見ては如何ですか。

註「楼門」は二階造りの寺門で、山門(表門)であり、この寺の門は仁王を安置している「仁王門」でもある。

(文献・「上州のお宮とお寺」、「ぐんまのお寺天台宗」)どちらも上毛新聞社の発行。「岩波仏教辞典」)

特別講演会資料

役に立つ法律の知識(一)

遺言・相続・成年後見

行政書士 木村 信行

一、相続について

① 相続はいつ始まるのか

人が死亡すると、その瞬間に相続が開始します。遺産は分割されるまでの間は、相続人の共有となります。

② 相続人は誰か

被相続人の子 孫などの下へのつながりは代襲相続と呼びます
直系尊属 父母・祖父母などの上へのつながり
兄弟姉妹 その子まで(甥・

姪)まで

配偶者 法律上の婚姻相

手(内縁は除く)

の四種類です

③ 相続する順位は

第一順位 子と配偶者

第二順位 直系尊属と配偶者

第三順位 兄弟姉妹と配偶者

配偶者と子は常に第一順位の相続人になりますが、民法上では、子の権利が配偶者を上回ります。すなわち、子と父母・子と兄弟姉妹だけが相続人である場合は、全ての遺産を子だけが相続します。配偶者の場合は、下に書いたとおりです。なお、被相続人と養子縁組をしている子の場合は、必ず本来の子と同じ権利を有します。また、婚姻外の男女から生まれた子供は、非嫡出子といひ、嫡出子の二分の一の権利になります。

配偶者および子が相続人である場合は、配偶者二分の一、子二分の一
配偶者および直系尊属が相続人である場合は、配偶者三分の一

二 尊属三分の一

配偶者および兄弟姉妹が相続人である場合は、配偶者四分の一

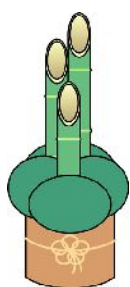
三 兄弟姉妹四分の一

④ 代襲相続とは

子と兄弟姉妹の相続のときに生ずる問題で、例えば被相続人の子が相続の開始前に死亡している場合には、さらにその子(被相続人の孫)が相続をすることを言います。

⑤ 遺言による相続分の変更

被相続人が上のような法定相続分と違う割合で相続をさせたいと思えば、その旨を遺言すれば可能です。しかし、直系尊属・直系卑属・配偶者には、遺留分という最低限度保障されている相続権があります。遺留分を超える指定があつた場合は、これを取り戻すことが出来る権利があります。これを遺留分減殺請求権と言います。(次号へ続く)



会員の皆様へ

「遺言・相続・成年後見」など法律相談窓口を当会事務局に設置しました。

相談希望の方は事務局へご一報ください。後日、行政書士からご連絡を差し上げます。



事務局より

ノロウイルスや風邪がはやっているようです。
うがい、手洗いの励行で病気に負わず、元気にこの一年を過ごしましょう。